

東京医療保健大学大学院医療保健学研究科特定行為研修管理委員会規程

（趣旨）

第1条 東京医療保健大学大学院医療保健学研究科医療保健学専攻における特定行為研修に関する事項を審議立案するとともに、特定行為研修の実施を統括管理するため、大学院医療保健学研究科特定行為研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員）

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）医療保健学研究科長
- （2）五反田事務部長
- （3）医療保健学研究科医療保健学専攻に所属する専任教員であり医療保健学研究科教授会において任命する教員
- （4）医療保健学研究科長が推薦する医師、看護師、薬剤師、その他の医療関係者

（任期）

第3条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた時は、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、医療保健学研究科学部・研究科運営会議において任命する。

（審議事項）

第5条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- （1）特定行為研修の実施の統括管理に関する事項
- （2）特定行為研修の実施内容に関する事項
- （3）特定行為研修の履修・修了に関する事項 等

（事務）

第6条 委員会に関する事務は、五反田事務部が行う。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。